

公益財団法人ランナーズ財団 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ランナーズ財団（以下「本財団」という。）定款第15条及び第29条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」といい、評議員、役員を総称して「役員等」という。）のうち、役員等の報酬の額について定めることを目的とする。

(報酬の支払方法)

第2条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第3条 役員等の報酬は、定款第18条に規定する定時評議員会が属する月の末日に年額を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前営業日に支給する。

(報酬の決定基準)

第4条 評議員の報酬は、定款第15条に定められた総額の範囲内において、別表に基づき支給する。

2 役員等の報酬は別表に基づき支給する。

3 前2項にかかわらず、役員等は自らの申し出により報酬の受け取らないことができるものとする。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年7月22日から施行する。

2 改定後のこの規程は、令和4年1月17日から施行する。

別表（役員等の報酬額）

（単位：円）

役員等	報酬年額
評議員	225,000 円
理事	225,000 円
監事	225,000 円